

平成30年度 新居浜市人権尊重のまちづくり審議会会議録

日時 平成30年度3月22日(木) 14:00～15:20
場所 消防庁舎4階 コミュニティ防災センター
出席者 篠原茂委員、米谷和之委員、長野美和子委員、沖則文委員、神野隆義委員
竹林隆義委員、明石貴美子委員、神野つやみ委員、真鍋慶子委員
山田初代委員、可児正紀委員、横井良枝委員、木村和則委員
事務局 人権擁護課長 青木隆明 同副課長 高橋勇喜
傍聴者 なし

- 議事
1. 平成29年度事業報告(新居浜市人権施策の取組み)
 2. 人権施策事業について
 - ① ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～について
 - ② 他の事業について
 3. 新居浜市人権施策基本方針見直しの方向性について
 4. その他

事務局

定刻がまいりましたので、只今から平成29年度新居浜市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。私は当審議会の事務局であります人権擁護課の青木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開会の前に会議の公開についてご説明申し上げます。本日の審議会については「新居浜市審議会の公開に関する要綱第3条」により原則公開することとなっておりますことから、傍聴の申請があればこれは認め、会議録についても公開することといたしておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。ただし、今後審議の内容によっては、審議会の長が審議会に沿ったうえで、非公開とすることもございます。

次に、本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則第5条第2項」で、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっております。本日は、委員総数20名に対して13名の出席となっており、過半数に達していることを報告します。それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、木村市民部長から開会のご挨拶を申し上げます。

部長

開会のあいさつ

事務局

ありがとうございました。

次に、この審議会につきましては、平成19年3月に制定されました「新居浜市人権尊重のまちづくり条例第10条」に基づき設置された会議でございます。審議会の役割として、市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する人権施策に関する基本方針の策定にあたり、委員の皆様からご意見をお聞きすることとなっております。本日の議題にもありますように、人権施策に関する事業等について、委員の皆様から様々なご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議題に入る前に、前回の会議から委員さんの入れ替え等もございましたので、ご出席の委員の皆さんに簡単に自己紹介お願したいと思います。

委員

自己紹介

事務局

これからの議事進行については原会長にお願する予定にしておりましたが、急遽、他の用務がはiriまして、本日出席が叶いません。進行を竹林副会長にお願したいと思いますので、よろしくお願いたします。

副会長

あらためまして、皆さんこんにちは。副会長の竹林でございます。急遽代役をお引き受けすることになりましたが、本日の会議を委員の皆様方のご協力をいただき、円滑に進めてまいりたいと考えおりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議題1、平成29年度事業報告について、事務局から説明をお願いたします。

事務局

資料1について説明

副会長

以上が平成29年度事業報告でしたが、何かご意見はありますか。

委員

意見ではないのですが、教えて下さい。資料1の人権同和教育主担者・指導者の養成、研修各種としていますが、何名ほど参加したのか教えていただきたいのですが。

事務局

主担者養成研修で39名。クロスミーティング指導者研修34名。実践研修につきましては課所別で実施していますので、原則として全職員が参加しております。

委員

新居浜市の職員は全員でどのくらいいますか。

事務局

正確には今申し上げられませんが、約800人程です。
一年に1回は職場研修を受けております。他に自主的に地区別懇談会にも参加しており、91%の職員が参加していますので、これにも700名程参加してことになります。

委員

人権啓発指導員は新居浜市に何名いますか。

事務局

人権擁護課に4名います。

委員

人権啓発講演会の開催についてですが、講師の中尾さんは、全国隣保館連絡協議会事務局長とあるのですが、隣保館とは何ですか。

事務局

隣保館というのは、地域福祉や人権教育の拠点となる施設です。

委員

全国各地にある施設の連絡協議会の方だったのですね。

事務局

この会の事務局長をお招きいたしました。

副会長

他にご意見はありますか。

引き続きまして①の「ふれ愛フェスタハートFULL新居浜について」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1の「ふれ愛フェスタハートFULL新居浜」とアンケート集計について説明

副会長

ただ今、事務局から説明のありました「他の事業につきまして」ご意見や質問等ありませんか。

委員

「ふれ愛フェスタハートフル新居浜」でのアンケートの回収数はいくつですか。

事務局

アンケートの回収数は100枚です。

委員

年代別のグラフを見ますと、これは人数とっていいのですか？

事務局

はい。

委員

わかりました。

それと参加呼び掛けなのですが、新居浜市にボランティア連絡協議会というのがありますよね。人権とは少し違うかもしれませんが、活発に活動されているので、そういう所にもご案内をもっと強力にしたら良いと思うのですが。動員力もあると思います。

事務局

参考にさせていただきます。

委員

実施の時期についてですが、来年度の日程はもう決まっているのですか。この時期になるとインフルエンザなど流行するため、外に出たくないという心理的な影響もあるのではないかと思います。他の様々な行事の予定もありますので難しいとは思いますが、今後のことも考えて開催時期は検討していかなくてはいけないと思います。

委員

日程などについては事務局で決めているのですか。

事務局

この審議会でご意見をいただき、あと市の関係者、関係機関にもご意見をいただいて決定しております。本事業は愛媛県の再委託事業になりますので、事業の内容に細かい基準や縛りがありまして、例えば講師を呼ぶ場合は講師料20万円を上限とされております。

また、講演会単独では開催できないので、例えば二部構成として一部では他の啓発イベント等も同時に実施しなくてははいけませんので、そのような形式で事業を行っていく必要があります。

委員

2月開催というのは、会場の問題があるのですか。

事務局

平成28年度までは、12月に開催しております。

平成27年度は拉致被害者の蓮池薫さんをお呼びして、オープンしたばかりのあかがねミュージアムで開催しました。多目的ホールの収容人数が250名ですが、入場できない来場者も多く出たため、ホール外にモニターを設置して講演会の様子を放映するという形式にしました。参加人数は全体で350から400名程度であったと思います。

平成28年度においても12月に実施しましたが、この日は中学校駅伝の全国大会に西中が男女とも出場してそれぞれ3位と9位に入賞するなどしたほか、市民文化センター内で他のイベント・会議等の開催と重複したため、中ホールでの参加者は150名程度でした。昨年の審議会でも時期を変更してみたらというご意見もありましたので、今年度については2月に開催を行い、300名余りの参加でした。

アンケートの中にも「講演会になったら半分の人が減った。」という感想がありましたが、半減とは誇張しすぎかと思いますが、かなりの人数の方が帰られたのは事実です。

以前法務局での担当者会においても、四国中央市と西条市で講演会を開催する際に、どのような呼びかけをしているのか尋ねたところ、以前から各種団体に何名以上の参加を呼び掛ける形で動員をかけている状況のようです。

新居浜市はポスター掲示とチラシ配布のほか、各種団体等へも参加の呼びかけを行っていますが、人数を指定する等の形では行っていません。平成28年度のアンケートの感想でも市職員の方の参加も少ないという指摘もありましたことから、今年度については各課1名という形で市職員に参加の呼びかけを行いました。

副会長

引き続きまして、②の「他の事業について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2について説明

副会長

特に質問はない様ですので、引き続き議題3の「新居浜市人権施策基本方針の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3について説明

副会長

この件についてご意見はありますか。

委員

5年に1回改訂しているとお伺いしているのですが、改訂にあたっては、人権に対して新居浜市はどのような状況なのか、例えば部落問題についてどのように考えているのか、女性問題に対してどのように考えているのか、現状を知ることが大事だと思います。5年前に比べてこの部分がどのように変わったかについて確認して見直さないと意味がないと思いますし、アンケートの結果からこの部分の数値が落ちている等の確認をしていく必要があるものと思います。

事務局

新居浜市の人権の意識調査は5年ごとに行っており、直近が平成26年度の実施で、次回は平成31年度の予定です。本来なら意識調査を受けて方針の改定という形が望ましいとは思いますが、平成19年に人権条例を制定してこれを具体化していくための基本方針を平成21年3月に策定したという流れできており、一方の意識調査については5年ごとで第9次の調査を平成21年12月に実施したという流れになっています。

一方で基本方針の改訂を前回は平成26年3月に実施していますが、次回の基本方針改訂の時期は事前には規定されておらず、審議会での協議を踏まえて5年後を目途に見直しを考えていくこととされています。人権に関する3つの法律施行に合わせて基本方針を改訂したいという考えも持っていたのですが、一方で意識調査の結果を踏まえて基本方針を改訂するという選択肢の方がより望ましいのかとも考えます。

先ほどご指摘いただいたように、意識調査の結果を受けて基本方針を改訂していくのか。もしくは人権に関する法律の施行に合わせて改訂するのかとの選択では、意識調査を平成31年度実施する予定としていますので、その結果を受けて平成32年度に基本方針の改訂を進めるという考え方もあります。それらを含めてご議論をお願いしたいと思います。

委員

現実問題として、平成30年度の改訂にするのであれば、アンケートを取るといのは必須でないかと思うのですが、その経費に関する予算も平成30年度で計上しておかないといけませんよね。それは今からできることなのでしょうか。もし、それが駄目なのであれば、新年度でアンケートは出来ないということですよ。

事務局

今の段階では、平成30年度に意識調査に関する予算は計上していないので、平成31年度に意識調査を行い、平成32年度に基本方針の改訂を行うという方向となると思います。

委員

意識調査は必要だと思います。毎年アンケートの内容を変える必要は無いと思いますし、基本的な項目を10項目ほど決めておけば、アンケートの対象者を講演会場の入場者をお願いするとか、お茶懇など小人数での人権教育の機会に参加している方にアンケートをお願いするとかして集計すれば、調査結果が得られると思います。

専門家に集計分析を依頼するとお金はかかりますが、自分たちだけでやれば用紙代だけですから、こうしたことから実施していけば良いのではないかと思います。費用をかけない形で市民の意識がどのように変わっているのか、現状がどうなっているのか、そういう基本的な考えを知るべきだと思います。

事務局

先ほど説明した意識調査については市民を対象に無作為抽出で発送して回答をいただいたものなので、委託という形ではありません。ただ、郵送料や文章の作成というのは担当課の予算から支出しています。ただ、調査のやり方については費用のあまり掛けない方法について考えていくことは可能です。

今でもお茶懇をされた方などには感想をいただいているので、形を変えて参加者にアンケート等を提出いただくことは可能ですから、方法は検討します。

委員

人権擁護委員をしていた時の記憶なのですが、アンケートを市政だよりの中に入れて回答をもらうというようなこともしていたような気がします。それだと特別な予算はかからないと思います。集約にはお金がかかるかもしれませんが、過去にそんなこともありました。

委員

基本方針の改訂を、平成32年度に移行することは可能なのですか。

事務局

先ほども申しましたように、前回は平成21年に策定して5年後に改訂すると方針に定められておりましたので、平成26年度に改訂を行いました。次回の改定時期は社会情勢に合わせて本審議会においてご審議いただき、決定していただくこととなります。

委員

先ほどもお話した通り、基本的にどのような形であっても、アンケートは必要だと思います。もう一つ言わせてもらえれば、前回の平成26年度と同じような内容で質問を設定していただければと思います。そうでないと変化というものがわからないと思います。これは私の考えですので、他の委員のみなさんのお考えもお聞きして、最終的に事務局の方で判断して頂きたいと思います。

事務局

最終的になんらかの調査が必要だというご意見をいただきまして、私どももそう感じております。これまでは基本方針を決定した後に、意識調査を実施する順序になっておりましたので、これは今回見直す事も考えた方が良くかもしれないと思います。

本日は平成30年度での基本方針見直しを提案させていただいたのですが、先ほども申しましたように平成30年度で必ず改訂しないといけないということではありません。事務局で再度検討後に審議会を開催して、もう一度この件について協議いただきたいと思っております。

副会長

ありがとうございました。最後の議題4、「その他」についてですが、特に無いようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。